

## 油断せず、北海道スタイルを実践しよう！



新型コロナウイルスとの戦いは長期化すると予想されています。感染が収まってくると皆さんの行動範囲が広がり、感染リスクも高くなりますので、これからも油断せず、人との距離を空ける、マスクの着用、手洗いの徹底、3密を避けるなど、北海道スタイルの実践をお願いします。みんなで地域経済を盛り上げるために、お店側だけでなく、利用する側も感染予防に取り組みましょう。

問合せ 健康づくり推進課 (4西3 であえーる岩見沢3階) ☎ 25-5540

# 新型コロナ 負に負けない



## 新型コロナウイルス接触確認アプリ (略称: COCOA)

厚生労働省が提供する接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができます。

問合せ 健康づくり推進課 (4西3 であえーる岩見沢3階) ☎ 25-5540

### どんな仕組みなの？

- スマートフォンの近接通信機能 (Bluetooth) で、接触確認アプリを利用している方同士が、概ね1m以内で15分以上接触した場合に検知します
- この情報は、本人のスマートフォンの中のみ暗号化して記録され、14日経過後に自動で無効となります。アプリには、連絡先、位置情報など、個人が特定される情報は記録しません
- どこで、いつ、誰と近接した状態か、互いに分かりません

### どんなメリットが？

- 利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます

### 利用者の増が、感染拡大防止に

- 利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることを期待されます



#### PCR検査などを行う場合

- 保健所などにおいて、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム (保健所などが感染者情報を管理するシステム) に電話番号、メールアドレスを登録

#### 陽性者との接触を確認

- アプリのメイン画面内の「陽性者との接触を確認する (14日間)」を選択し確認
- ※情報の更新は、1日1回程度です。

#### 陽性だった場合

- 登録した電話番号またはメールアドレスに「処理番号」が届く

#### 陽性登録への同意

- 陽性の登録に同意し、「処理番号」を入力すると「通知の登録」が完了する

#### 【接触が確認されない場合】

#### 【接触が確認された場合】

- 通知が届いた方には、症状や身近な人の状況を選択すると、検査の受診などの案内をします
- アプリから、「症状を入力して相談」または「電話で症状を伝えて相談」を選択し、案内に沿って進めてください

より多くの方が利用することで、万が一、陽性が判明したとき、陽性登録に同意することが感染拡大防止につながります。身近な方に利用を呼びかけるようお願いします。

## 地元応援クーポン券事業

新型コロナウイルス収束後の地域の経済活動を促進するため、多くの業種に使用できるクーポン券を全世帯に発行します。

対象 令和2年7月1日(水)時点で岩見沢市の住民基本台帳に登録のある世帯 (転入した世帯は、11月15日(日)までの届け出が有効)

仕様 1枚200円分のクーポン券 (税込み500円の取り引きごとに利用できます) 1世帯20枚綴り (20枚×200円分=4,000円分)

【全部券 (10枚: 2,000円分)】  
市外企業を含む全ての市内店舗で使用できる

【地元券 (10枚: 2,000円分)】  
地元企業 (店舗) でしか使用できない

配布時期 8月下旬に郵送 (転入した世帯は随時配布)

使用期間 9月1日(火)~11月30日(月)

問合せ 商工労政課



### Q どうやって使うの？

- A 会計の際にクーポン券を使用してください
- 1,210円の会計で使用する場合  
500円につき1枚使用できるので、クーポン券2枚400円分と現金810円
  - 11,000円の会計で使用する場合 (地元企業での利用に限る)  
500円につき1枚使用できるので、クーポン券20枚4,000円分と現金7,000円

### Q どこで使えるの？

- A 使用できる店舗などは、クーポン券に同封しますので、ご確認ください。ただし、次のものには使用できません
- 不動産や金融商品 ● たばこ ● 医療費
  - 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
  - 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業への支払い
  - 国や地方公共団体への支払い (税金、公共料金、市指定ごみ袋など)

## ひとり親世帯臨時特別給付金

子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯を支援するため、給付金を支給します。

### 【基本給付】

対象 次のいずれかに該当する方

- ① 令和2年6月分児童扶養手当が支給されている
- ② 公的年金等を受給しており、令和2年6月分児童扶養手当が支給されていない
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当受給水準まで減少した

給付金額 1世帯5万円。第2子以降1人につき3万円

### 【追加給付】

対象 基本給付の①または②に該当し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した世帯

給付金額 1世帯5万円

【いずれも】  
申請・問合せ 8月3日(月)から2月26日(金)の間に、福祉課で配布または市ホームページからダウンロードした申請書に必要事項を記入・押印し、必要書類とともに郵送または持参 (郵送の場合は、2月26日(金)必着)  
〒068-8686 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号 岩見沢市健康福祉部福祉課児童福祉グループ



## 特別定額給付金

手続き漏れはありませんか？

受付期限 8月26日(水) (当日の消印有効)

申請・問合せ 市民連携室 特別定額給付金担当

申請が必要なもの		
対象の区分	基本給付	追加給付
① 令和2年6月分児童扶養手当が支給されている	申請不要	○
② 公的年金等を受給しており、令和2年6月分児童扶養手当が支給されていない	○	○
③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当受給水準まで減少した	○	○